



解説

SECのIFRSロードマップに対するFASBのコメント

米国財務会計基準審議会（FASB）国際研究員 かわにし やすのぶ 川西 安喜



はじめに

2005年4月、米国証券取引委員会（SEC）の当時のチーフ・アカウントantが発表した論文¹において、米国外の私企業である発行者によって作成された国際財務報告基準（IFRS）を使用した財務諸表の提出がSECによって認められる可能性が示され、2007年11月の規則改正により可能となった。この規則改正の審議の過程において、米国外の私企業である発行者にIFRSの使用が認められるのであれば、米国のSEC登録企業にも認めるべきであるという意見が市場関係者から寄せられ、SECは2007年8月、コンセプト・リリース（会計基準設定プロセスにおける討議資料に相当）を公表し、将来的に米国のSEC登録企業がIFRSを使用する可能

性について、米国におけるIFRSに対する認識や、米国のSEC登録企業がIFRSを使用する場合に考えられる影響について市場関係者から意見を募ることにした。このコンセプト・リリースに対し、2007年11月、米国財務会計基準審議会（FASB）は、その母体である財務会計財団（FAF）と連名でコメントを提出した。²

2008年11月14日、SECは規則案「米国の発行者がIFRSに準拠して作成した財務諸表を使用する可能性に関するロードマップ」（以下「IFRSロードマップ」という。）を公表し、コメントを募集した。コメント期限は当初2009年2月19日であったが、米国において新政権に交代したこともあり、同年4月20日まで延長された。このIFRSロードマップに対し、2009年3月11日、FASBはFAFと連名でコメントを提出した³。本稿では、このコメントについて解説する。

FASBのボード・メンバーやスタッフが個人の見解を表明することは奨励されており、本稿では筆者個人の見解が表明されている。会計上の問題に関するFASBの公式見解は、厳正なデュー・プロセス、審議を経たものに限られている。

総論

(1) 高品質の世界的な会計基準の開発

FASBとFAFは、高品質の世界的な会計基準の開発を長らく支持してきた。高品質の世界的な会計基準に対する需要は、世界的な資本市場において、資本提供者が意思決定を行うに当たり有用と考える、高品質の、国際的に比較可能な財務情報に対する強い要求が原動力となっている。FASBが国際的な会計システムの発展に参加することは、理想的には、究極の目標として、世界中で1組の高品質の会計基準が、米国内及びクロス・ボーダーの財務報告において使用されることであるという信念に導かれている。FASBとFAFは、この目標を引き続き支持している。2002年の「ノーウォーク合意」以降、FASBと国際会計基準審議会（IASB）は、検討する議題を調整し、共同で共通の高品質の基準を開発することにより、この目標に向かって作業してきた。

2006年、FASBとIASBは「ノーウォーク合意」において約束された、会計基準を改善しコンバージェンスを推

進するための共同の作業計画の範囲を詳述した覚書（MoU）を公表した。FASBとIASBは2008年9月にこのMoUを更新し、両ボードが共同で完了させなければならない重要なコンバージェンス・プロジェクトの概略を示した。

FASBとFAFは、財務報告の主たる目的は、投資家その他の資本提供者に対し、その意思決定に有用な情報を提供することであると考えている。FASBとFAFはまた、多くの投資家その他の利用者が、財務報告の品質と比較可能性を国際的に改善する手段として、単一で高品質の世界的な会計言語を開発するという目標を支持していると考えている。直近の世界的な金融危機は、複数の組の会計基準により構成される国際的なシステムの短所を露呈した。すなわち、複数の会計基準の間に、差異があるか、差異があると思われることによって、会計上のアービトラージを追求することが可能となり、歯止めがきかなければ、財務報告における「底辺への競争」が起こってしまうということである。このような状況で、FASBとFAFは、世界中の多くの国もまた、共通の財務報告言語が有益であると考えていることに勇気付けられている。FASBとFAFは、共通の世界的な財務報告言語を実現するための国際的な努力において、米国が積極的に参加しなければならないと考えている。

2007年のコンセプト・リリース同様、IFRSロードマップにおいて、SECは、米国の投資家が、米国企業と米国外企業の財務情報を比較する能力を高めるような1組の高品質の世界的な会計基準に対し、長らく表明してきた支持を改めて表明した。

SECは、一般からのコメントを募集するため、IFRSロードマップにおいて、この目標を実現するための1つのアプローチ、すなわち、近い将来、すべての米国の公開の発行者に対し、IASBが公表した形そのままのIFRSを採用する可能性を示した。

投資家の保護並びに資本の形成及び配分の効率性及び有効性に、単一の高品質の世界的な会計基準が果たす役割についての意思決定には、複雑で、多次元の、場合によっては意見が分かれることがある論点に関係しており、これらの論点については、念入りの、慎重な、総合的な調査及び分析が必要とされる。FASBとFAFは、IFRSロードマップがこのプロセスの重要な一步であると考えており、一般からコメントを募集するためにIFRSロードマップを開発し公表したSECを称賛する。

(2) コンセプト・リリース公表後の動向

SECの2007年のコンセプト・リリースに対するコメントにおいて、FASBとFAFは、すべての米国企業が、単一の世界的な会計基準設定主体により公表された会計基準を、財務報告書を作成する基礎として使用した方が、投資家にとってより有用であるとの見解を表明し、米国の公開企業が改善されたIFRSに移行することを提案した。このコンセプト・リリースに対するコメントでは、FASBとFAFが、米国の公開企業によるIFRSの使用に必要な前提条件であるとFASBとFAFが考える、米国内外におけるいくつかの主要な変更についても述べた。

コンセプト・リリースに対する2007年のコメント以来、FASBと

FAFは、この重要な論点の多くの複雑な側面について理解を深めてきた。以下は、その理解に寄与しているものである。

- 米国の財務報告に利害関係のある、多くのさまざまな立場の関係者を一堂に集めた、2008年6月のコンバージェンス・フォーラムの参加者からのインプット。
 - 財務会計基準諮問委員会（FASAC）、投資家専門的諮問委員会（ITAC）、中小企業諮問委員会（SBAC）、非公開企業財務報告委員会（PCFRC）等、FASBが設置した諮問グループその他との、米国の財務報告の将来に関する継続的な議論。
 - 過去1年間で世界的な金融危機が資本市場に与えた重大な影響。FASBとFAFは、この重大な影響は、財務報告に関する問題を含め、世界的な問題には、適切な世界的な解決策を開発することの重要性を強調していると考えている。
- さらに、米国においてIFRSを使用する可能性に関する論点の性質及び範囲に対する考え方を更に深めるために、FASBとFAFは、利害関係のない、2組のコンサルタントに対し、米国がIFRSを採用するかどうかの意思決定を行う可能性において最も重要な、経済及び政策における検討事項について、客観的な分析を行うよう依頼した。以下はこれらの調査の主要な結論である。⁴
- 米国基準とIFRSは共に、高品質のものと考えられている。
 - 米国におけるIFRSの採用は、正の影響にしる、負の影響にしる、米国に重大なマクロ経済的な影響を与える可能性が低い。
 - IFRSは、米国基準に比べ、そ

の適用において財務諸表の作成者により多くの裁量を与えていると考えられているが、米国の制度的な枠組みが、企業がどのようにその裁量を適用するかを形成する上で主要な役割を果たすため、この追加的な裁量は、米国企業がIFRSを適用した結果に主要な差異をもたらさない可能性がある。

- ある国・地域の会計基準は、その国・地域の具体的なニーズを満たすように発展するため、特定の国・地域に適合するように設計された会計基準は、他の国・地域の具体的なニーズを満たさない可能性がある。
- 会計基準は、企業の財務報告書に反映される比較可能性の程度に影響を与える要因の1つにすぎず、経営者の報告に対するインセンティブ、規制当局によるエンフォースメント、監査等、他の要因も財務報告書の比較可能性に重大な影響を与える。
- 大規模で多国籍である米国企業は、グループ全体でIFRSを使用することによりコストの低減を実現する可能性があるが、コストの低減の度合いは、グループを構成する企業がどの程度、会社法及び税法上の目的で、現地国の会計基準やその他の基礎により報告することが要求されているかにより制限される。
- IFRSの採用は大きな移行コストを米国の発行者に課す可能性が高く、比較的小さい企業は、相対的に高い採用コストを負担することになる。
- 急速に変化する世界において、現状を維持すること（すなわち、米国においてIFRSを採用しない

か、採用を延期すること）は、将来的に企業及び投資家にとってコストとなる可能性がある。

- 米国企業のための会計基準設定主体として国際的な機関をSECが指定することを米国議会が認めるよう説得するには、重大な政治的な困難が生じる可能性が高い。

各論

(1) 調査の早期実行

FASBとFAFは、IFRSロードマップが提案する、SECのチーフ・アカウント（OCA）による、米国の発行者がIFRSを適用した場合の投資家その他の市場参加者への考えられる影響についての調査を支持する。FASBとFAFは、このような調査が、1組の高品質の世界的な会計基準という究極の目標に向かうに当たって米国が採るべき最も有利なアプローチについての、タイムリーかつ十分な根拠のある結論に至るために必要な一歩であると考えており、FASBとFAFは、SECにこの調査をできる限り早期に完了させることを強く要求する。FASBとFAFは、この調査を実行するに当たり、SECが、(IFRSロードマップに提案されているように)米国の発行者がIFRSを適用した場合の、投資家その他の市場参加者への考えられる影響について検討するだけではなく、一部投資家その他の関係者が主張するように、より長い期間、FASBとIASBによる共同の会計基準設定作業を継続することを通じてコンバージェンスを図る等、ほかの考えられるアプローチと比較した上で、提案されているアプローチの長所、短所、コスト、便益を十分に検討し、評価すべきである。

FASBとFAFは、このような調査の結果は、米国の財務報告システムが究極の最終目標に向けて、進むべき最良のアプローチに関して高い明瞭性をSECに与えることになると考えている。FASBとFAFはまた、IFRSロードマップに提案されている、2011年という期日までにSECが調査を完了させることにより、FASBとIASBによるコンバージェンス作業において、これまで実現した勢いが継続することを確実にすることになると考えている。

この調査を実行するに当たり、FASBとFAFは、少なくとも以下の重要な論点を考慮すべきであると考えている。

- 異なるインセンティブ、エンフォースメント、監査実務等は、長い期間にわたり継続的に変化するものであるが、これらの会計基準以外の要因が、財務報告の品質及び比較可能性に重要な影響を与えることを踏まえ、1組の高品質の世界的な会計基準を採用することにより得られる潜在的な便益を十分に享受するため、継続的な国際協力を通じて行うことができることを行うべきこと
- 高品質の世界的な財務報告システムへの米国の参加及び貢献を通じて得られる、近い将来及び長い期間にわたる米国経済及び世界経済への直接的及び間接的なマクロ経済的な便益の程度
- 米国によるIFRSの採用又はIFRSとのコンバージェンスに向けた複数の具体的なアプローチについて、各アプローチが1組の高品質の世界的な会計基準に向けた動きを促進するか阻害するかどうかについての評価

・ 公開の発行者を除く、米国の財務報告システムの関係者にとっての、さまざまなアプローチを採ることの潜在的なコスト及び複雑性、並びに、米国がIFRSに移行するに当たってのコスト及び複雑性を最小化するためにとり得る行動の特定。IFRSロードマップにおいてSECが指摘しているように、米国の公開企業がIFRSの使用を要求されることになった場合を含む、SECに提出される財務諸表を作成する上で使用する会計基準の根本的な変更は、(連邦及び州の規制当局並びに税務当局等)ほかの多くの関係者の財務報告、会計システム及び内部統制、並びに監査に影響を与えることになる。さらに、米国の公開企業のみがIFRSを採用した場合、(公開企業向けと非公開企業向けの会計基準という)2つの会計基準が併存するシステムを作り出すことになり、(投資家、監査人、教育者、規制当局、及び税務当局等)財務報告システムの多くの関係者に重大なコスト及び複雑性を作り出すことになる。FASBとFAFが更なる調査を支持していることをもって、米国内及びクロス・ボーダーにおける財務報告における1組の高品質の会計基準の世界中での使用という究極の目標をFASBとFAFが撤回したと見るべきではない。むしろ、FASBとFAFは、この目標を実現するための最も効率的なアプローチを追求していることを確実にするために、追加的な分析が必要とされるような、会計基準に関する論点以外の複雑な論点が存在するというSECの見解に同意する。FASBとFAFは、調査を実行するに当たって検討すべき潜在的な方針及

び論点に関して、更なる考えや分析を喜んで提供したいと考えている。

(2) 諮問委員会の設置

FASBとFAFは、調査に価値のあるインプットを行う情報源の1つを提供するものとして、SECが、米国の財務報告システムと利害関係にある多くの立場の異なる関係者の代表者により構成される、幅広い諮問委員会を設置することを提案する。この諮問委員会は、米国の財務報告システムにおいて可能性がある変更について、それぞれの異なる視点から、考えられる影響を特定することについて責任を負うものである。さらに、SECの調査の結論が米国の財務報告システムの根本的な変更を支持するものである場合、この諮問委員会は、その変更が、投資家、企業、その他の財務報告システムへの参加者にとってコストと混乱を最小化する形で行われるように、移行プラン又は「青写真」を開発しそれを実行に移す責任を負うことになる。

(3) IFRSが米国において機能するかどうかの検討

FASBとFAFは、IFRSロードマップが、IFRSを採用すべきかどうか、また、採用する場合のそのタイミングに関する意思決定にとって本質的である、実現すべき重要なマイルストーンを適切に特定していると考えている⁵。特定されているマイルストーンの1つが、会計基準の継続的な改善である。FASBとIASBは、重要な分野において両ボードの会計基準を改善することを目指した、MoUにおいて特定されたプロジェクトに共同で取り組んでいる。しかし、MoUは、両ボードの会計基準間のすべての既存の差異を包括的に扱っておらず、また、投資会社、採掘産

業、及び保険契約に関する会計処理等、IFRSが限られた指針しか提供していない特定の実務分野を扱っていない。

さらに、現行のIFRSのいくつかの側面について、米国において適用することが難しい可能性がある。例えば、財務諸表の作成者が抱えている訴訟について、潜在的に不利となる情報を暴露することが強制されることになるため、偶発負債に関するIFRSの会計基準は、米国の法的な環境とは相容れないと主張されてきた。このような会計の分野は、現行の形のまま米国がIFRSを採用するアプローチを採ることは潜在的に困難であることを示している。

したがって、FASBとFAFは、IFRSロードマップに指摘されたように、SECが米国の発行者によるIFRSの使用を強制することを検討する場合、IFRSが高品質であり、十分に包括的であり、米国の環境において機能するかどうかを検討すべきであると考える。

(4) IASBの強化

世界的な会計基準設定主体の説明責任と資金調達を扱うマイルストーンに関して、FASBとFAFは、世界的な会計基準への移行に当たり考えられる便益を実現するためには、十分に頑健で、持続可能で独立性のある会計基準設定のための構造が必要であると考えている。直近の事象では、会計基準設定主体に重大な圧力がかかり、そのような圧力により、定められたデュー・プロセス手続の一時停止等、不利な帰結が引き起こされることが示された。会計基準が財務諸表の利用者のニーズに応えるため、会計基準設定主体のガバナンス及び財務に関する構造は、会計基準設定

主体が投資家のニーズに注力し続けることができ、可能な限り、不当な圧力に耐えられるように、設計され運営されなければならない。FASBとFAFは、IASBや国際会計基準委員会財団（IASCF）の評議員と主要な資本市場の規制当局の間に公式の結び付きをもたらすことになる、モニタリング・グループの設立を含む、定款の一部変更によりガバナンス、監督、及び独立性を強化するためのIASCFによる直近及び継続的に努力を行っていることを承知している。FASBとFAFは、それらの努力の目的を支持し、その結果を待ち望んでいる。

世界的な会計基準設定主体を評価する上で重要なことのもう1つは、その構造が、それを構成する国・地域のすべてのニーズを扱うように適切に設計されているということである。世界的な会計基準設定主体は、対応する多様な国・地域の文化的、法的、制度的、及びビジネス上の実務について理解しており、これらを適切にバランスしなければならない。例えば、米国の金融環境においては、会計基準設定主体が投資家のニーズに注力し、会計基準の解釈や適用指針に対する財務諸表の作成者や監査人のニーズに敏感に反応することが期待されている。特定の国・地域のニーズが十分に満たされていない状況では、その国・地域の当局は、設定された会計基準に対し、例外規定や「カーブ・アウト」を作りたいと思う可能性があり、それは比較可能な財務報告書を作り出そうという努力を台無しにするものである。

FASBとFAFの2007年のコンセプト・リリースに対するコメントと、IFRSロードマップとは、いずれも、

IASBの監督、説明責任、及び独立性とともに、資金調達メカニズムについても、改善のための継続的な努力が重要であると指摘している。FASBとFAFは、SECが民間の会計基準設定主体の構造的設計、役割、及び責任の充分性及び適切性を評価するに当たり、前述の他の論点と合わせてこれらを中心に検討すべきであると考えている。

(5) 早期適用の可否

一定の状況におけるIFRSの限定的な早期の使用に関する提案について、FASBとFAFは、すべての米国の公開企業が究極的にIFRSを採用することが要求されるとの意思決定が行われるまで、SECは選択肢を認めるべきではないと引き続き考えている。選択肢を認めることは、長期にわたり2つの会計基準が併存する可能性を生み出し、投資家その他の資本市場の参加者に対し不必要な複雑性及び追加コストをもたらすことになる。また、便益を明確に特定することなく、現時点で米国の財務報告システムに追加的な複雑性を導入することは、SEC、公開会社会計監督委員会（PCAOB）、FASB、その他がシステムの複雑性を低減するために努力していることと矛盾している。

(6) 不確実性の解消

IFRSロードマップは、米国の発行者によるIFRSの使用の可能性について議論を喚起したが、同時に、米国の財務報告システムが変更されるかどうか、いつ変更されるのか、どのように変更されるのか、ということについて、システムのすべての参加者に大きな不確実性をもたらすことに貢献した。例えば、進むべきアプローチに関する不確実性は、会計基準を設定する上で矛盾する目的

を作り出す。すなわち、FASBは、現在、既存の米国基準を開発し自国のシステムにおいて発生した論点をタイムリーに扱うよう作業すると同時に、主要な分野において共同で共通の高品質の会計基準を開発することにより米国基準とIFRSの差異を削減するようIASBと積極的に作業をしている。2つの次元において進めていくことは会計基準設定主体にとって困難であるだけでなく、より重要なことは、それが新たな差異を生み出し、米国の財務報告システムが進む方向についての不確実性を増大させることになるということである。この不確実性は、SECが実行可能な限り早急に徹底的かつ包括的な調査を開始し、可能な限り早急にこれを完了すべきであるとするFASBとFAFの考えを更に強めている。

SECが調査を完了させ、進むべき最良のアプローチについて十分に明確になったところで、米国の発行者がIFRSを採用することを要求するという今後の意思決定の際には、米国の財務報告システムのすべての主要な構成要素について、秩序ある移行を行うために十分な準備期間を提供すべきである。FASBとFAFは、意思決定が行われてからIFRSの使用が強制される初年度までの期間が3年という、IFRSロードマップに提案されている期間は、米国の発行者が報告システムを変更し、投資家のニーズに応えるためにSECに提出する財務諸表において要求される3年分の財務情報を提出するには、十分な準備期間ではないと考えている。

まとめ

FASBとFAFは、引き続き、世界

的な財務報告システムの一部として、1組の高品質の世界的な会計基準という究極の目標を強く支持しているものの、その目標に向かうに当たって米国が採るべきアプローチとして考えられるものの長所、短所、コスト、及び便益をよりよく特定し、理解し、評価するための追加的な調査が必要であると考えている。

したがって、FASBとFAFは、SECがIFRSロードマップについて特定した論点と、今回のコメントにおいて概略を示した論点の徹底的な分析に焦点を当てた調査を支持することを改めて表明する。最近の金融規制に関する政府説明責任局（GAO）のレポートに示されたようなフレームワークと整合するように、この調査は、望ましい最終目標に向かうアプローチの代替案を評価するに当たっての判断基準を設定することが理想的である。

FASBとFAFは、関係している論点の複雑性及び重要性を考えた場合、調査は明確な結論に至らない可能性があり、進むべきアプローチに関する意思決定には、どのようなものであれ、トレード・オフがあることを指摘する。しかし、調査のポイントは、究極の意思決定が、世界的な資本市場において意思決定を行うに当たり資本提供者が有用であると考え、高品質の国際的に比較可能な財務情報を実現するための、進むべき効率的なアプローチを表していることを確実にするために、可能な限り不確実性を低減することにある。

最後に、ますます相互に関連してきている金融の世界において、どの国の投資家であれ、すべての投資家は高品質の財務情報の便益を享受する。したがって、IFRSロードマッ

プに挙げられた論点及びコメント・プロセスを通じて一般の議論より生じた論点をSECが慎重に検討している間、FASBとFAFは、米国基準とIFRSの双方を改善し、両者の間の差異を削減するため、IASBと緊密に作業するとの約束を引き続き守る予定でいる。FASBとFAFは、この共同の努力は、会計基準の品質及び財務情報の比較可能性を世界的に改善し、1組の高品質の世界的な会計基準に向けた努力を前進させることになると考えている。

〈注〉

- 1 Donald T. Nicolaisen “*Statement by SEC Staff. A Securities Regulator Looks at Convergence.*” *Northwestern University of Law and Business*, April 2005. 個人の見解として発表されているが、SECのウェブサイト (<http://www.sec.gov/news/speech/speech040605dtn.htm>) より入手可能である。
- 2 コンセプト・リリースに対するFAF・FASB連名によるコメントについては、拙稿「解説・米国のIFRS受入れに対する姿勢」（『会計・監査ジャーナル』No. 631、2008年2月、11～16頁）を参照のこと。
- 3 コメントの原文はFASBのウェブサイト (http://www.fasb.org/FAF_SEC_Roadmap_Response_Final_with_Appendix.pdf) より入手可能である。
- 4 コメントの原文には、付録として、2組のコンサルタントの報告書が添付されているので、興味のある読者は参照されたい。
- 5 特定されているマイルストーン

は、①会計基準の改善、②IASCFの説明責任と資金調達、③IFRSによる報告におけるインタラクティブ・データの利用可能性の改善、④教育及び研修、⑤米国の投資家にとって比較可能性が向上する場合のIFRSの限定的な早期使用、⑥SECによる将来の規則制定の予想されるタイミング、⑦IFRSの強制使用の導入方法、の7つである。

[参考文献]

Financial Accounting Foundation and Financial Accounting Standards Board, “*Response to SEC Roadmap for the Potential Use of Financial Statements Prepared in Accordance With International Financial Reporting Standards (IFRS) by U.S. Issuers,*” March 11, 2009.

Securities and Exchange Commission, *Proposed Rule “Roadmap for the Potential Use of Financial Statements Prepared in Accordance With International Financial Reporting Standards by U.S. Issuers”* (Release Nos. 33-8982 and 34-58960), November 14, 2008.

Securities and Exchange Commission, *Proposed Rule “Roadmap for the Potential Use of Financial Statements Prepared in Accordance With International Financial Reporting Standards by U.S. Issuers”* (Release Nos. 33-9005 and 34-59350), February 3, 2009.

	教材コード	J 0 2 0 4 7 9
	研修コード	2 1 0 4 0 1
	履修単位	1単位